

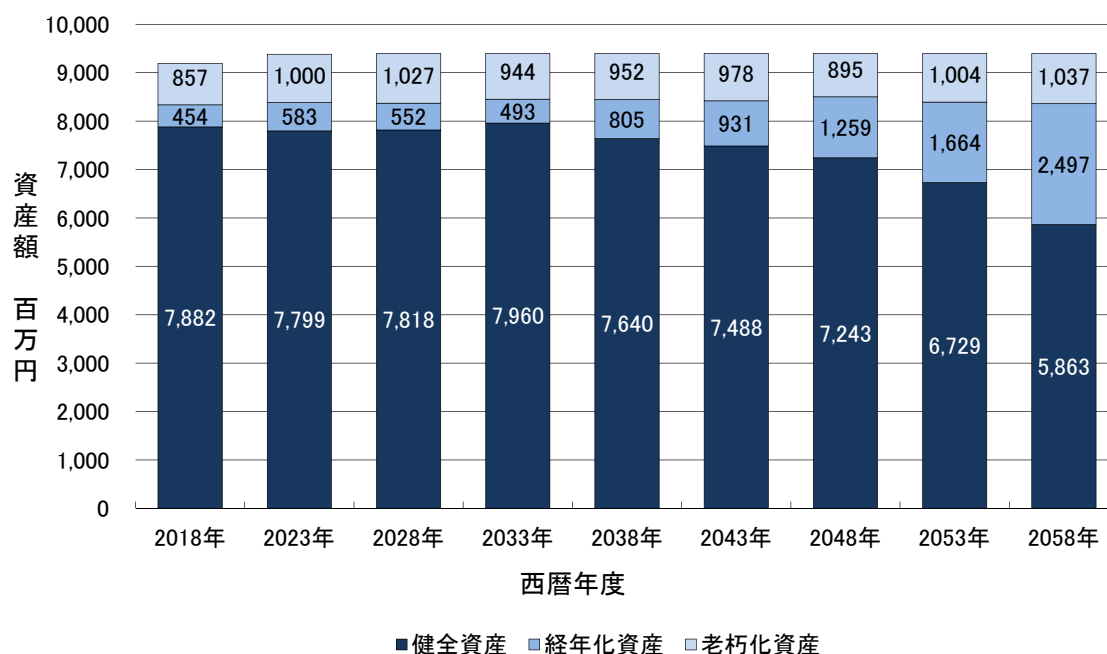
#### 4.3.4 新たな更新基準を採用した場合の健全度

先に定めた更新基準により、施設更新を行った場合の健全度は以下のとおりである。いずれも老朽化資産の割合が低い状態が継続されている。

##### (1) 構造物及び設備の健全度

- 1) 老朽化資産の割合は、常に9.0～11.0%の範囲に収まっている。
- 2) 老朽化資産のうち高い割合を占めるのは井戸である。
- 3) 2048年度以降経年化資産が増加しているが、この要因は配水池の長寿命化に伴うものである。
- 4) 長寿命化により、現状に比べやや経年化資産が増すが、機能維持は可能と考える。
- 5) 経年化資産、老朽化資産については、点検調査及び修繕により健全度の維持を図るものとする。

図4-3-7：資産の健全度（構造物及び設備）



健全資産：経過年数が法定耐用年数以内の資産額  
 経年化資産：経過年数が法定耐用年数の1.0～1.5倍の資産額  
 老朽化資産：経過年数が法定耐用年数の1.5倍を超えた資産額

(2) 管路施設

- 1) 更新基準の上限を60年としたことから、老朽化管路は確認されない。
- 2) 新たな更新基準により、経年化管路の割合が最も大きくなるのは2043年度である。以降は更新により健全管路が回復傾向となることから、更新費用の確保が必要となる。
- 3) 経年化管路の更新基準は、漏水事故等の状況を鑑み柔軟に修正を行う必要がある。

図4-3-8：管路の健全度



健全資産：経過年数が法定耐用年数以内の管路延長  
 経年化資産：経過年数が法定耐用年数の1.0～1.5倍の管路延長  
 老朽化資産：経過年数が法定耐用年数の1.5倍を超えた管路延長

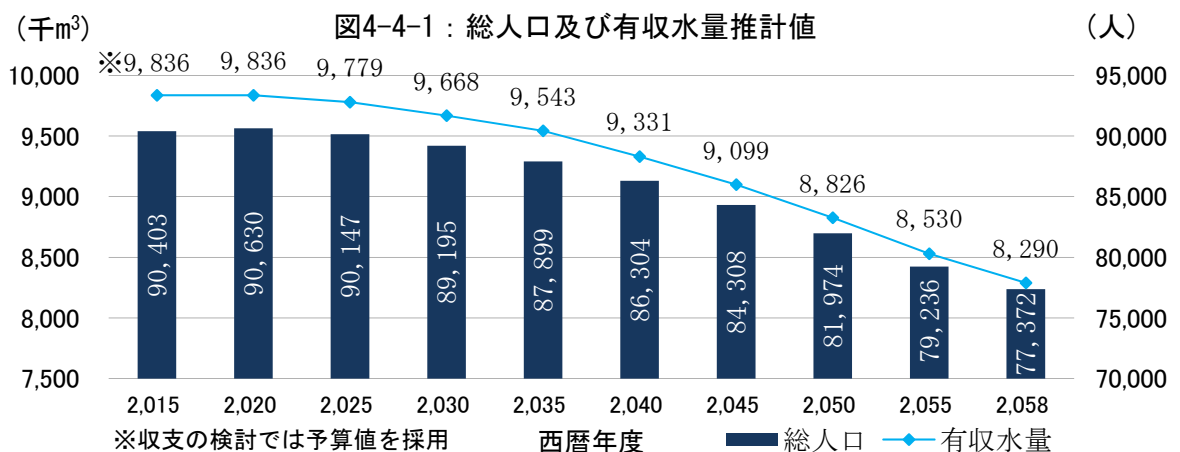
#### 4.4 長期財政収支の検討

ここでは、先に算出された更新需要を考慮した長期財政収支の検討を行う。検討期間は、2016年度（平成28年度）から2058年度（平成70年度）までの43年間とする。

##### 4.4.1 試算条件

財政収支の検討条件は以下のとおりとする。

- |            |   |
|------------|---|
| (1) 検討ケース  | <p>ケース1. 更新需要-法定耐用年数、料金設定-料金据置</p> <p>ケース2. 更新需要-新たな更新基準、料金設定-料金据置</p> <p>ケース3. 更新需要-新たな更新基準、料金設定-財源確保</p>  |
| (2) 物価変動   | 総係費、原水・配水及び給水費のみ平成29年度まで2.0%の物価変動を見込む。  |
| (3) 基本条件   | 消費税は、平成28年度まで8.0%とし、以降10.0%とする。各収入及び費用の設定は、平成27年度は予算書に基づき、以降は過去5年間又は10年間の平均値、あるいは平成27年度予算額程度を予測値とする。  |
| (4) 給水収益   | <p>ケース1, 2 平成26年度供給単価（124.9円/m<sup>3</sup>）×有収水量</p> <p>ケース3 平成32年度（2020年度）以降10年おきに料金改定</p> <p>平成32年度（2020年度）：10%</p> <p>平成42年度（2030年度）：10%</p> <p>平成52年度（2040年度）：10%</p> <p>平成62年度（2050年度）：15%</p> |
| (5) 年間有収水量 | 日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）：「国立社会保障人口問題研究所」のデータを用い有収水量の推計を行う。   |



(6) 勘定費目の設定

1) 収益的収入

- ・給水収益 上記条件による。ただし、平成 27 年度は予算額とする。
- ・その他営業収益 過去 5 年間の平均値を一定額見込む。ただし、水道利用加入金については、過去 10 年間の減少率を平成 27 年度予算額を基準に適用する。
- ・受取利息 平成 27 年度予算額を一定額見込む。
- ・長期前受金戻入益 平成 27 年度予算額を基準に各年度 2.7%の減少を見込む。ただし、2.7%は平均償却率による。
- ・雑収入 平成 27 年度予算額を一定額見込む。

2) 収益的支出

- ・人件費 平成 27 年度予算額を一定額見込む。
- ・事務費 //
- ・動力費 //
- ・薬品費 //
- ・修繕費 過去 10 年間の平均値を一定額見込む。ただし、原水・配水及び給水費においては過去 10 年間の平均値に漏水事故復旧費を見込む。
- ・委託費 過去 10 年間の平均値を一定額見込む。ただし、総係費においては、平成 28 年度予算額を一定額見込む。
- ・減価償却費 -既存分-  
平成 27 年度予算額から毎年 2.7%の減少を見込む。  
-新規分-  
更新需要により算定された事業費のうち、構造物及び設備については平均法定耐用年数を 38 年として算出し、管路施設については法定耐用年数を 40 年として算出し、それぞれを既存分に加算する。
- ・資産減耗費 過去 10 年間の平均値を一定額見込む。
- ・材料売却原価 過去 10 年間の平均値を一定額見込む。

- ・ 支払利息 既往償還計画に基づく。
- ・ 雑支出 過去 10 年間の平均値を一定額見込む。
- ・ 特別損失・予備費 平成 27 年度予算額を一定額見込む。

### 3) 資本的収入

- ・ 他会計負担金 過去 5 年間の平均値を一定額見込む。
- ・ 工事負担金 //
- ・ 企業債 新たな借入は起こさない。
- ・ 補助金 国庫補助の採択基準に満たないことから特に見込まない。
- ・ 固定資産売却代金 特に見込まない。

### 4) 資本的支出

- ・ 建設改良事業費 水道ビジョンにて策定した事業計画に更新需要を反映させる。  
また、長寿命化を図った建築構造物・配水池は、更新年度の 5 年前に修繕費（更新費の 20%）見込む。
- ・ 企業債償還元金 既往償還計画に基づく。
- ・ 予備費 特に見込まない。